

DX推進人材育成事業業務委託

仕様書

1 委託業務名

DX推進人材育成事業業務委託

2 履行期間

契約日から令和4年3月29日（火）まで

3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課内 他

4 本業務の目的

第四次産業革命、Society5.0、DXの進展、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業におけるICT・IoT及びデータ活用の重要性が年々高まっている。

三重県では、令和元年度に策定した「みえICT・データサイエンス推進構想」に基づき、ICT・IoTとデータ活用を両輪に、新商品・サービスの創出による地域活性化の取り組みを行うこととしている。

また、同年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、県内中小企業の生産性向上や消費者等の利便性向上、行政サービスの向上に向け県全体で取り組み、キャッシュレスで地域の活性化を図るとともに、「Society5.0」の実現に向けて、新しいモノ・コトを積極的に取り入れていく風土の醸成を目指すこととしている。

一方、令和2年度に実施した県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXに対する認知度が低いとともに、ICT・IoT等の活用についても低調である旨の結果が出ており、県内中小企業におけるDX推進人材の育成が急務となっている。

本委託業務は、県内中小企業等を広く対象とし、幅広く基礎的な研修を行うことにより、DXやキャッシュレスを推進する人材の育成を行うことを主な目的とする。

5 本委託業務の内容

(1) 研修の対象者

県内中小企業の経営者及び従業員等とする。

(2) オンライン研修の実施

県内中小企業等に対して、オンラインによる研修を合計8回（(エ)は2回）開催すること。

ただし、以下の（ア）～（エ）に示す4テーマに係る研修は必須とし、残り3テーマに係る研修は、テーマおよび内容を受託者において提案すること。

また、全研修の実施にあたっては、（オ）の各項目に従うこと。

なお、それぞれの研修の効果測定を行うため、必ず、研修ごとに到達目標を設定すること。

（ア）DX・クラウドツールに関する基礎（1回）

クラウド型オフィスツール（カレンダー、メール、Web会議、クラウドストレージ、ビジネスチャット等）について、機能、利用方法を解説するとともに、導入事例について紹介する研修を行うこと。

（イ）データ分析・活用基礎（1回）

社内にあるデータを活用することで、新商品の開発やサービスの創出を目指すためのデータ分析・活用の基礎（定量分析、データの可視化、効果的なレポート等）について研修を行うこと。

（ウ）RPA活用基礎（1回）

RPAによる業務の自動化を行うにあたり必要となる基礎知識について、業務の洗い出し手法およびRPAツールの両面から研修を行うこと。

また、導入事例およびその効果について、最新の情報を提供すること。

（エ）キャッシュレス決済等導入基礎と普及促進（2回）

キャッシュレス決済（JPQRの導入を含む）の導入に係る諸手続き、機器の導入方法等について研修を行うこと。

また、モバイルオーダー等の新しい取り組みをキャッシュレス決済の利活用等について、事例を交えて解説すること。

（オ）全研修に関する共通事項

- ① 研修に先立ち、研修の開催日時、内容等を記載した研修計画書を作成のうえ提出すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議のうえ、承認を得ること。
- ② Web会議システムを活用し、リアルタイムで研修を受講できる環境を提供すること。また、質問をチャット形式で受け付けること。
- ③ 各研修は30名以上の参加となるよう周知に努めること。
- ④ オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。
- ⑤ 受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。
- ⑥ 受講環境について、Windows 及び iOS、Mac OS、Android での動作確認を行うこと。
- ⑦ Webブラウザを利用した受講環境を提供する場合、Edge、Safari、Chrome、Firefox での利用を可能とすること。

- ⑧ 研修は1回あたり90分程度（質疑時間を含む）とする。また、研修資料は前々日までに研修参加者に共有するなど、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を整えること。
- ⑨ 研修内容の詳細については、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ⑩ 研修参加者の募集及び申込受付を行うこと。

(3) チラシの作成及び送付

研修の実施に先立ち、下記の通り周知のためのチラシを作成すること。
 また、三重県が提示する送付先に、チラシを指定の方法で送付すること。
 送付先の件数は郵送4,000件程度、メール送付は1,000件程度とする。
 なお、郵送する際は、県が指定するA4サイズ1枚程度のチラシを同封すること。

種 類	送付方法
全研修を紹介するチラシ	封書により三重県の指定する相手方に郵送すること。
個別の研修を紹介するチラシ	インターネットメールにより三重県が指定する相手方に送信すること。

(4) 効果測定

研修ごとに、受講者に対してアンケート調査を行い、研修ごとに定めた目標に対する達成度合いを測定すること。
 また、全ての研修が終了した後に、改めて全研修に対するアンケート調査を実施し、DXに対する機運醸成に係る向上度合いを測定すること。
 なお、アンケートには、次年度以降に希望する研修内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を併せて行うこと。

(5) 結果のとりまとめ

上記、(4)の結果を取りまとめ、研修実施報告書として提出すること。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 研修実施報告書（研修実施記録、研修実施風景写真、効果測定結果等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和4年3月29日（火）までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (11) 受託事業者が(10)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (12) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。